**令和４年度アーツ前橋特別館長 公募選考案内**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年８月１日

前橋市文化スポーツ観光部文化国際課

　令和５年４月１日採用予定のアーツ前橋特別館長を任命するにあたり、公正で透明な人事を確保する観点から、次のとおり公募による選考を実施します。

**１　採用人員**

　１名

**２　業務内容**

　「アーツ前橋あり方検討委員会」からの提言書（令和３年１２月）を踏まえて、アーツ前橋において、学芸員に対する専門的な指導・助言を行いながら、美術品収蔵管理、展覧会、教育普及、アートプロジェクトなどを行います。

（参考）アーツ前橋あり方検討委員会　提言書・会議録

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/>gyosei/4/12/arikata/

【イメージ図】

文化国際課長

アーツ前橋

**特別館長**

事務、施設管理統括職員を監督等

→

館長

副館長

事務職員

学芸員

**３　任用形態**

　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する特別職とします。なお、特別な場合を除き１週間あたり３日以上勤務することを原則といたします。

**４　任用期間**

　令和５年４月１日から令和８年３月３１日（３年間）とし、勤務成績が良好な場合は更新することがあります。

**５　報酬**

　月額554,000円を基準（最大、週５日勤務の場合）とし、勤務条件（勤務日数、時間）のほか、通勤や住居状況等を加味して採用時に決定いたします。

**６　応募条件**

以下の２つの条件両方に該当する人とします。

①美術に関する十分な知識を有し、学芸員もしくは館長・副館長として美術館に勤務した経験を有する人。

②博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第５条に規定する学芸員資格を有する人。

**７　提出書類**

（１）応募申込書（履歴書・職務内容書）

　　　所定の申込用紙に必要事項を記入し、６か月以内に撮影した写真を貼付。

　（２）応募理由書

今回の公募に応募する動機・理由のほか、特別館長に就任した際、任期内に何を行いたいか2,000字以内で具体的に記述してください。

用紙は公募案内添付のＡ４縦原稿用紙５枚（400字／枚）以内に横書きで記載するか、パソコン原稿の場合は、Ａ４縦の用紙を用い１枚につき20字×20行（横書き１文字14ポイント程度）で記載してください。

**８　書類提出の方法及び締切日**

　・書類提出は郵送のみ（持参不可。簡易書留）

　・受付期間：令和４年９月３０日（金）まで（当日消印有効）

**９　書類郵送先**

　〒３７１－８６０１

　　群馬県前橋市大手町二丁目１２－１

　前橋市役所　文化スポーツ観光部文化国際課　宛

　　※封筒の表面に「応募申込」と朱書き明記してください。

　　※上記７の提出書類を、簡易書留にて郵送してください。

　　※応募に際して取得した個人情報は、選考事務以外には使用しません。

　　※提出書類については返却しません。

**１０　選考方法**

　　外部有識者を含めた選考委員会により、次のとおり選考します。

　（１）１次選考（申込書での経歴・実績等の審査並びに志望理由による書類審査）

　（２）２次選考（１次選考通過者を対象とした個別面接審査）

**１１　選考結果の発表**

（１）１次選考（書類審査）の結果は、令和４年１０月下旬（予定）に文書で通知します。

（２）２次選考（面接審査）は、令和４年１１月中旬頃に実施する予定です。

　　※面接審査に必要な交通費等は各自の負担になります。

　　※２次選考当日は、受付時間内に選考会場へお越しください。

　　　正当な理由のない遅刻者は選考審査に参加できません。

（３）２次選考の結果は、令和４年１１月下旬頃（予定）に文書で通知します。

　※選考結果の発表日は状況により変更する場合があります

**＜本件に関するお問い合わせ先＞**

　前橋市役所　文化スポーツ観光部文化国際課

　〒371-8601群馬県前橋市大手町二丁目１２－１

　電話 ０２７－８９８－６５２２

　Mail bunka@city.maebashi.gunma.jp